

短期入所(ショートステイ)利用料金案内

◆ 基本利用料金

● 施設サービス費

【基本型】

要介護度	自己負担分(月額)	
	従来型個室	多床室
要介護 1	763円	839円
要介護 2	811円	889円
要介護 3	873円	953円
要介護 4	927円	1,005円
要介護 5	980円	1,060円

【在宅強化型】

要介護度	自己負担分(月額)	
	従来型個室	多床室
要介護 1	806円	888円
要介護 2	880円	965円
要介護 3	943円	1,029円
要介護 4	1,002円	1,086円
要介護 5	1,059円	1,145円

1割負担の場合

● 居住費・食費

利用者負担段階	自己負担分(月額)		
	居住費		食費
	従来型個室	多床室	
第4段階	1,740円	400円	1,900円
第3段階②	1310円	370円	1,300円
第3段階①	1,310円	370円	1,000円
第2段階	490円	370円	600円
第1段階	490円	0円	300円

● その他の料金(消費税込み)

項目	1回
生きがい活動費	110円

クラブ活動等で使用する材料に係る費用です。
ご希望により活動に参加された場合にお支払いいただけます。

朝食	昼食・おやつ	夕食	食費合計
510円	680円	710円	1,900円

◆ 加算料金

● 特別な部屋料金 (消費税込み)

項目	日額
個室利用料(トイレ有り)	2,650円
個室利用料(トイレ無し)	2,450円
特別2床室利用料	1,800円
2床室利用料	1,020円

● 個別加算料

項目	金額
1 総合医学管理加算(7日間を限度)	279円/日
2 夜勤職員配置加算	25円/日
3 個別リハビリテーション実施加算	244円/日
4 重度療養管理加算1(要介護4・5に限る)	122円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	35円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	47円/日
6 送迎加算(片道)	187円/片道
7 療養食加算(1日に3回を限度)	9円/回
8 緊急時治療管理1(月3日を限度)	526円/日
サービス提供体制強化加算	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	23円/日
サービス提供体制強化加算Ⅱ	19円/日
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/日
10 介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護保険一部負担額の3.9%
11 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護保険一部負担額の2.1%
11 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	介護保険一部負担額の1.7%
12 介護職員等ベースアップ等加算	介護保険一部負担額の0.8%

- 治療管理を目的とし、厚生労働大臣が定める基準に従い、居宅サービス計画において
- 計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を実施した場合7日間を限度とし算定いたします。
 - 夜勤の職員配置について、基準を上回る配置を行っている場合に加算いたします。
 - 短期入所中の集中的なリハビリテーションについて、個別のリハビリテーションを実施した場合に加算いたします。
 - 要介護度4又は5であって、手厚い医療が必要な状態である利用者を受け入れた場合に加算いたします。
 - 退所後の在宅生活について本人・家族等の相談支援を行うとともに、各職種を充実させ、連携を図るなど、在宅復帰支援を積極的に行い、かつ、一定割合以上の在宅復帰を実現している施設について加算されます。
 - 居宅と事業所との間の送迎を行った場合に加算いたします。
 - 医師の指示せんに基づく療養食(適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食)を提供した場合に加算いたします。
 - 病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる医療行為につき算定いたします。
 - 介護福祉士の資格保有者、常勤職員、一定以上の勤続年数を有する者が一定割合雇用されている施設について加算されます。
 - 介護職員の処遇改善に取り組む施設に対して加算されます。
 - 介護職員等の処遇改善に取り組む施設に対して加算されます。
 - 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定している事業所に加算されます。

施設サービス費及び個別加算料については、介護保険負担割合証の利用者負担の割合が1割の場合の金額を表示しています。

介護保険制度の関係上、点数から円に換算する際、金額に多少の前後が生じますのでご了承ください。